

東かがわ市湊コミュニティセンター利用規定

令和 5 年 8 月 1 日
白鳥コミュニティ協議会

(趣旨)

第 1 条 この規定は、東かがわ市湊コミュニティセンター（以下「センター」という。）の利用に係る基本事項について定め、センターの適正な運営を目的とする。

(休館日)

第 2 条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週木曜日
- (2) 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
- (3) 5 月連休（4 月 29 日から 5 月 5 日）
- (4) お盆（8 月 13 日から 8 月 15 日）
- (5) その他、指定管理者である白鳥コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）が必要と認めたとき

(利用期間)

第 3 条 センターを引き続き利用することができる期間は、7 日以内とする。ただし、協議会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(利用料及び利用時間)

第 4 条 センターの利用料及び利用時間は、別表 1 のとおりとする。

(利用の申し込み)

第 5 条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用希望日の 6 ヶ月前（休館日のときはその翌日）から利用希望日の前日までに利用料金を添え、利用申請書を事務局に提出しなければならない。ただし、自主講座等定期利用の場合は、協議会が定める利用調整会にて年間の利用を調整するものとする。

(利用許可)

第 6 条 協議会は、前条により施設利用の申し込みがあった場合は、コミュニティセンター利用許可書を利用者に交付するものとする。

2 センター等の利用許可は、原則として申し込みの先着順とする。

3 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 東かがわ市コミュニティセンター条例、又はこれに基づく規則に反するとき
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき
- (3) センター又は設備を毀損するおそれがあると認めるとき
- (4) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき
- (5) 特定の宗教を指示し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支援すると認められ

るとき

- (6) 未成年者のみの団体が使用しようとするとき
- (7) センターの管理運営上支障があると認められるとき
- (8) その他、協議会が特別の事由があると認めたとき

3 第1項の規定に関わらず、協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、変更し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この規定に違反したとき又は許可条例に違反したとき
- (2) 利用申請書に不正があったとき

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第8条 利用者は、別表1に定める利用料金を所定の期日までに納付しなければならない。

また、利用料金は前納とし、利用申請書提出時に納付するものとする。ただし、設備利用料金は、設備利用実績による後納とする。

2 納付した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を返還することができる。

- (1) 災害その他利用者の責めに帰することができない事由で利用できなくなったとき
- (2) 利用許可日前日までに利用の取り消しを申し出たとき
- (3) 協議会が相当の理由があると認めたとき

(利用料の減免)

第9条 センターに係る利用料金の免除は、次に定めるところによる。

- (1) 利用料金を全額免除することができる場合
 - ア 市が行政目的のために利用するとき
 - イ 協議会が主催する事業に利用するとき
 - ウ 別表2に定める団体等が利用するとき
 - エ その他、協議会が特別の事由があると認めたとき
- (2) 利用料金を一部免除することができる場合
 - ア 別表2に定める団体等が利用するとき
 - イ その他、協議会が特別の事由があると認めたとき

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの設備（机、椅子及び備品等）を使用した場合は、原状に戻すこと
- (2) 許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと
- (3) センターの利用時間は、準備・片付けも含めた時間とすること
- (4) 許可なくして、火気を使用しないこと。また、敷地内は禁煙とする
- (5) 利用の際に出た廃棄物、ゴミ類は利用者側において持ち帰ること
- (6) センター利用後は、必ず清掃し、電気・空調を確認してから帰ること

- (7) センター利用後は、必ず当協議会が定める利用日誌を記入すること
- (8) センターの毀損、落書、壁等に張り紙、釘打ち等を行わないこと
- (9) ペットの連れ込み、危険物の持ち込みはしないこと
- (10) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (11) 床材への損傷があるような靴等は使用しないこと
- (12) その他管理運営責任者の指示に従うこと

2 利用者が前項を遵守しないとき、次回申請及び利用を許可しないものとする。

(鍵の受け渡し)

第 11 条 センターの開閉については、管理人が行う。ただし、管理人不在の際は、利用者が事前に鍵を借り、利用後は速やかに返却するものとする。

2 鍵のまた貸しは、禁止とする。

(損害賠償)

第 12 条 利用者が自己の責任によりセンター及び設備を汚損、破損又は滅失させたときは、原状回復しなければならない。

2 前項の場合において、原状回復できない場合は、その損害を利用者において負担しなければならない。

(免責事項)

第 13 条 センターの利用に関して、利用者の所有する物品等が破損又は滅失した場合、協議会はその責任を負わないものとする。

(事故責任)

第 14 条 センターの利用によって生じた事故等に関しては、利用者の責任において処理するものとする。

(補足)

第 15 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

(改廃)

第 16 条 この規定の改廃は、役員会で協議し、会長が決定する。

附 則

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。